

# 議 事 録

会議の名称	平成 31 年 愛 荘 町 教 育 委 員 会 第 3 回 定 例 会
開催日時	平成 31 年 3 月 28 日 (木) 午後 4 時 00 分
開催場所	秦 荘 庁 舎 2 階 大 会 議 室
出席者	<p>【教育委員】 4 名 植田建次、松浦延代、中村由香里、八島琢磨</p> <p>【事務局】 7 名            教育管理部長 中村治史 教育振興課主監 田中幹雄            教育振興課課長 北川 寛 生涯学習課長 藤居祐司            歴史文化博物館長 大友 暢 給食センター所長 本田康仁            教育振興課係長 増居志穂</p>
議事日程	<p>日程第 1 議案第 4 号 学校 (園) 医・歯科医・薬剤師の委嘱について</p> <p>日程第 2 議案第 5 号 愛 荘 町 教 育 委 員 会 事 務 局 組 織 規 則 等 の 一 部 を 改 正 する 規 則 に つ い て</p> <p>日程第 3 議案第 6 号 愛 荘 町 教 育 委 員 会 公 印 規 定 等 の 一 部 を 改 正 する 告 示 に つ い て</p> <p>日程第 4 議案第 7 号 愛 荘 町 教 育 委 員 会 事 務 局 事 務 決 裁 規 程 等 の 一 部 を 改 正 する 訓 令 に つ い て</p> <p>日程第 5 議案第 8 号 愛 荘 町 給 食 セ ン タ ー 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 する 規 則 に つ い て</p> <p>日程第 6 議案第 9 号 愛 荘 町 学 校 給 食 費 負 担 金 徴 収 取 扱 要 綱 の 一 部 を 改 正 する 要 綱 に つ い て</p> <p>日程第 7 議案第 10 号 金剛輪寺明壽院庭園整備委員会設置要綱を廃止する要綱について</p> <p>日程第 8 議案第 11 号 金剛輪寺明壽院庭園保存管理計画策定業務の委託業者選定委員会設置要領を廃止する要領について</p> <p>日程第 9 議案第 12 号 愛 荘 町 教 育 委 員 会 所 管 県 費 教 職 員 の 人 事 異 動 に つ い て</p> <p>日程第 10 議案第 13 号 愛 荘 町 教 育 委 員 会 所 管 町 職 員 の 人 事 異 動 に つ い て</p> <p>日程第 11 承認第 4 号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて</p> <p>日程第 12 承認第 5 号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて</p>

議事録作成者	教育振興課 増居 志穂
中村部長	<p>大変お忙しいところありがとうございます。また、先日の小・中学校、幼稚園の卒業式・卒園式には、ご多忙の中ご出席賜りましてありがとうございます。先日の議会において、徳田教育長の任命について同意されました。徳田教育長の就任日は4月2日となります。3月いっぱいには県の職員ということで、4月2日の教職員着任式の時には、新教育長のもとで着任式をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。なお、また本日は植田教育長職務代理者におかれまして教育委員任期満了日となっております。平成30年度は事務職員の給食費横領事案に始まり、教育長不在の中で大変なご迷惑、ご尽力を賜り、改めてお詫びと御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。</p> <p>・前回定例会以降の報告事項について</p> <p>それでは、続きましては職務代理者のほうで司会・進行の方、お願いいたします。</p>
植田職務代理者	<p>はい、それでは定例会のほうに移りますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの出席委員は4名で定数に達しておりますので、平成31年愛荘町教育委員会第3回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第9条において、議事録に記載した事項に関して委員中に異議があるときはこれを会議に諮って決定するとされています。平成31年第2回定例会の議事録について事務局からあらかじめ配布されておりましたので確認していただいていると思っておりますが議事録について異議等ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
植田職務代理者	<p>それでは、異議なしと認めます。よって平成31年第2回定例会の議事録は承認いただきました。のちほど委員のみなさんに署名をお願いいたします。</p> <p>なお、本日平成31年第3回定例会の議事録署名も全員で行いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事のほうに入らせていただきます。</p> <p>日程第1「議案 第4号 学校（園）医・歯科医・薬剤師の委嘱につ</p>

	いて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
中村部長	—議案 第4号の説明—
植田職務代理者	ただいま、「議案 第4号 学校（園）医・歯科医・薬剤師の委嘱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
植田職務代理者	質疑がないようですのでこれより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
植田職務代理者	御異議なしと認めます。よって議案第4号は原案通り可決されました。続いて日程第2「議案第5号 愛荘町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
中村部長	—議案第5号の説明—
植田職務代理者	ただいま「議案第5号 愛荘町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。 私は8年間教育委員をさせていただきましたが、確か部長の以前は次長という職でしたね。元に戻るといことですね。
中村部長	当時の村西町長の発案で部長制に変わりました。その当ても町長部局、教育委員会部局でそれぞれ例規の改正をしました。県では「しゅかん」は「主幹」で係長級なのですが、愛荘町は「主監」で課長より上位になります。そういう違いで誤解も招くことがあったとも聞きます。そういうこともあり、人口2万人の町ですが、部長制を導入することになりました。しかしながら、部長制を4～5年する中で、もう少し各課長に対応してもらうよう政策監というポストを作られました。教育委員会も政策監にせよというような話もありましたが、教育委員会は教育次長ということになりました。主監制度も廃止され、田中主監も課長となります。
植田職務代理者	前の時とまったく同じということではなさそうですね。
中村部長	教育委員会部局はトップが教育長、ついで教育次長となりますが、町

	<p>長部局は、町長、副町長、政策監となるわけです。政策監は主に政策面での協議・調整をするということになるようです。</p>
八島委員	<p>部長と政策監では何が違うのですか。</p>
中村部長	<p>部制では自分の所管する課をしっかりとめないといけません。次からはそれぞれの課長にもっと権限が与えられることになります。</p>
八島委員	<p>でも今回も担当エリアがありますよね。そのエリアの責任は政策監が持つのですね。</p>
中村部長	<p>もちろん、責任は取ります。今回の改正の趣旨は課長にもっと権限を持たせて仕事をしてもらうということにあるようです。</p>
八島委員	<p>従来どおりでもいいような気もしますが、お金もかけて組織を変えるのであれば、有効に機能が働かないといけませんね。</p>
植田職務代理者	<p>担当される仕事としてはほとんど一緒といえども、部長と政策監とは若干のニュアンスの違いがあるようですが、教育委員会は教育次長ということになるようです。組織として機能する一番いい方法を模索していただければいいと思いますが、職名が変わって混乱が生じないようにしていただかなければ何のための改正かわからないですから、そのへんはしっかりと対応をお願いしたいと思います。</p> <p>その他の質疑がないようですのでこれより議案第5号を採決いたします。本案は原案の通り可決することに御異議ありませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
植田職務代理者	<p>異議なしと認めます。よって議案第5号は原案どおり可決されました。続いて日程第3「議案第6号 愛荘町教育委員会公印規定等の一部を改正する告示について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
中村部長	<p>—議案第6号の説明—</p>
植田職務代理者	<p>ただいま、「議案第6号 愛荘町教育委員会公印規定等の一部を改正する告示について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。</p>

八島委員	改正後は事務局次長が政策監になっているが、政策監は総務担当か。
中村部長	総務担当です。政策監（総務担当）となっているだけで、総務担当政策監ではありません。
八島委員	今回数名おられる政策監の誰がしてもいいというわけではないですよ ね。
中村部長	そうではありません。
植田職務代理者	こういう改正があるときは、修正できていなかった部分があとで出て きたりしますが、漏れがないようにお願いしたいです。 その他、よろしいでしょうか。 質疑がないようですのでこれより議案 第6号を採決いたします。本 案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
植田職務代理者	異議なしと認めます。よって議案 第6号は原案通り可決されました。 続いて日程第4「議案第7号 愛荘町教育委員会事務局事務決裁規程等 の一部を改正する訓令について」を議題といたします。事務局より説明 をお願いします。
中村部長	—議案 第7号の説明—
植田職務代理者	ただいま「議案第7号 愛荘町教育委員会事務局事務決裁規程等の一 部を改正する訓令について」の説明がありました。ご質問等ございませ んか。 24 ページの教育参事は主監とは別になるのですか。
中村部長	総括安全衛生管理者が次長であり、「次長が欠けたとき」については、 それは教育振興課長となります。
植田職務代理者	今までもこれは参事や主監の仕事ということではなかったのですね。
中村部長	そういうわけではありません。
植田職務代理者	具体的な職務内容は私達には把握ができませんが、仕事内容によっ

各委員	<p>て誰が決裁するかということになるのでしょうか。</p> <p>他はよろしいでしょうか。</p> <p>質疑がないようですのでこれより議案第7号を採決いたします。本案は原案の通り可決することに異議はありませんか。</p>
植田職務代理者	<p>異議なし。</p>
植田職務代理者	<p>異議なしと認めます。よって議案第7号は原案どおりに可決されました。</p>
本田所長	<p>続いて日程第5「議案第8号 愛荘町給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
本田所長	<p>34ページの修正について説明</p>
中村部長	<p>—議案 第8号の説明—</p>
植田職務代理者	<p>ただいま「議案第8号 愛荘町給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。</p>
八島委員	<p>口座振替は保護者全員の了解は取れたのですか。</p>
本田所長	<p>口座振替につきましては、学校を通じて12月より提出を依頼しており、現在99パーセントまできている状態です。未提出の保護者は、口座の登録を4月以降に行っていただくということで、それまでは納付書を発行して納付していただくという手続きを進めていきたいと思っています。</p>
中村部長	<p>口座番号の書き間違いや印鑑相違など、金融機関から不備で返却されてくるものも多くなっています。</p>
八島委員	<p>「払わない」という意思の保護者はないのか。</p>
本田所長	<p>今までの例は「払わない」というよりも「口座に残がないので払えない」という言い分です。学校から督促してもらいます。</p>
中村部長	<p>これからは町が徴収するので、督促も町が行います。</p>

中村委員	私も通帳に残金がなく、未納になっていた時がありましたが、学校からその通達がなかったので、払えていると思っていて気づかなかったことがありました。随分後になってから払えていないと言われ、いつの分か分からなくなります。もうちょっと早く言ってもらえればなと思います。自分は払ったつもりになっている人もきつっていると思います。
本田所長	学校の事務員もなかなか忙しく、何ヶ月かまとめてということになってしまっていました。4月以降はシステム化するので、毎月未納の分はその都度納付書を発行し、督促するというスタイルをとっていきます。
中村部長	今までは学校長の口座に入ってから町会計管理者の口座に入るのですがどうしてもタイムラグが発生しました。町が収入となるのが2ヶ月遅れぐらいになっています。
八島委員	最初から払う気がない保護者は0人かどうかを聞きたい。
本田所長	学校から聞くところによると、中にはそういう保護者もいるようです。徴収率は99.3%ぐらいですので、割合は0.7%ぐらいかと思います。人数は把握できていません。
八島委員	払う気のない保護者には、義務教育でも給食費は払わないといけないということをしっかり指導しないといけないので、人数も把握する必要があると思います。指導もしっかりして、払っていただくようプッシュしてもらいたいです。
中村部長	ご指摘の通りです。しっかりと取り組みたいと思います。
植田職務代理者	他に質疑がないようですのでこれより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
植田職務代理者	異議なしと認めます。よって議案第8号は原案どおりに可決されました。 続いて日程第6「議案第9号 愛荘町学校給食費負担金徴収取扱要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

中村部長	—議案 第 9 号の説明—
植田職務代理者	<p>ただいま「議案第 9 号 愛荘町学校給食費負担金徴収取扱要綱の一部を改正する要綱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。</p> <p>質疑がないようですのでこれより議案第 9 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし。
植田職務代理者	<p>異議なしと認めます。よって議案第 9 号は原案どおりに可決されました。</p> <p>続いて日程第 7 「議案第 10 号 金剛輪寺明壽院庭園整備委員会設置要綱を廃止する要綱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
中村部長	—議案 第 10 号の説明—
植田職務代理者	<p>ただいま「議案第 10 号 金剛輪寺明壽院庭園整備委員会設置要綱を廃止する要綱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。</p> <p>不要な要綱は廃止していただいた方がよいかと思えます。</p> <p>質疑がないようですのでこれより議案第 10 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p>
各委員	異議なし。
植田職務代理者	<p>異議なしと認めます。よって議案第 10 号は原案どおりに可決されました。</p> <p>続いて日程第 8 「議案第 11 号 金剛輪寺明壽院庭園保存管理計画策定業務の委託業者選定委員会設置要領を廃止する要領について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
中村部長	—議案 第 11 号の説明—
植田職務代理者	<p>ただいま「議案 第 11 号 金剛輪寺明壽院庭園保存管理計画策定業務の委託業者選定委員会設置要領を廃止する要領について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。</p>



<p>各委員</p> <p>植田職務代理者</p>	<p>質疑がないようですのでこれより議案第 1 1 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
<p>各委員</p> <p>植田職務代理者</p>	<p>異議なしと認めます。よって議案第 1 1 号は原案どおりに可決されました。</p> <p>それでは、次の議題に入る前に、議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、承認第 4 号および承認第 5 号は個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に]関する規則第 5 条の規定により、「人事に関する事件やその他の事件について、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」となっております。この議案については公開しないこととしてよろしいかお諮りします。</p> <p>異議なし。</p>
<p>植田職務代理者</p>	<p>異議なしと認めます。よって議案第 1 2 号、議案第 1 3 号、承認第 4 号および承認第 5 号は非公開といたします。</p> <p><u>●上記の決定により、「議案第 1 2 号 愛荘町教育委員会所管県費教職員の人事異動について」、「議案第 1 3 号 愛荘町教育委員会所管町職員の人事異動について」、「承認第 4 号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて」、「承認第 5 号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて」は非公開とする。</u></p> <p>以上で、平成 3 1 年第 3 回定例会の案件は、すべて終了しました。</p> <p>午後 5 時 1 5 分閉会</p>